

## 会社設立に要する費用のご参考

下記金額の他に当事務所の報酬が合算されます。

### ★新規に株式会社を設立される場合の法定費用等

#### ◆公証人役場関係

- ・定款認証手数料 52,000円
- ・定款に貼付する収入印紙代 40,000円※
- ※公証人役場ではこれまでの紙の定款だけでなくコンピューターにより作成された電磁的(フロッピーディスク製)な電子定款を受け付けるようになりました。この場合、電子定款には収入印紙代がかかりません。(電子公証人がいる都道府県のみ)当職はその電子定款を作成できる電子認証行政書士です。そのため、電子公証人がいる都道府県からのご依頼はこの収入印紙代が0円です。

#### ◆登記に関する税、費用等

- ・登記申請時の登録免許税 株式会社 150,000円
- ・定款謄本(1枚 700円 ×2)
- ・登記事項証明書(1枚 1,000円 ×2)
- ・会社印鑑証明書(1枚 500円 ×2)
- ・司法書士報酬※
- ※当事務所へのご依頼の場合は、登記の正確性を重んじますので、登記申請業務を司法書士と連携して行います。その際、司法書士報酬が別途発生いたします。ご自身で法務局に登記申請する場合はこの司法書士報酬は発生しません。

#### ◆その他実費、ご自身で行っていただくもの

- ・当職の交通費、通信費等の実費
- ・銀行口座残高証明書発行手数料
- ・会社印鑑作成
- ・封筒や看板等の会社名の表示
- ・税務、労務、金融機関等への諸届出

### ★特例有限会社から株式会社に移行する場合の法定費用等

#### ◆登記に関する税、費用等

- ・特例有限会社解散登記の登録免許税 30,000円
- ・株式会社への移行による登記の登録免許税 30,000円
- ・定款謄本(1枚 700円 ×2)
- ・登記事項証明書(1枚 1,000円 ×2)
- ・会社印鑑証明書(1枚 500円 ×2)
- ・司法書士報酬※
- ※当事務所へのご依頼の場合は、登記の正確性を重んじますので、登記申請業務を司法書士と連携して行う場合があります。その際、司法書士報酬が別途発生します。ご自身で法務局に登記申請する場合はこの司法書士報酬は発生しません。

#### ◆その他実費、ご自身で行っていただくもの

- ・当職の交通費、通信費等の実費
- ・銀行口座残高証明書発行手数料
- ・会社印鑑作成
- ・封筒や看板等の会社名の表示
- ・税務、労務、金融機関等への諸届出